

【平成30年度介護保険指定事業者集団指導】

共生型サービスについて

平成30年9月3日・4日・5日
健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班

平成30年制度改革について

○各種障害福祉サービス等に共生型サービスを規定

①障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所において引き続きサービスを受けられること

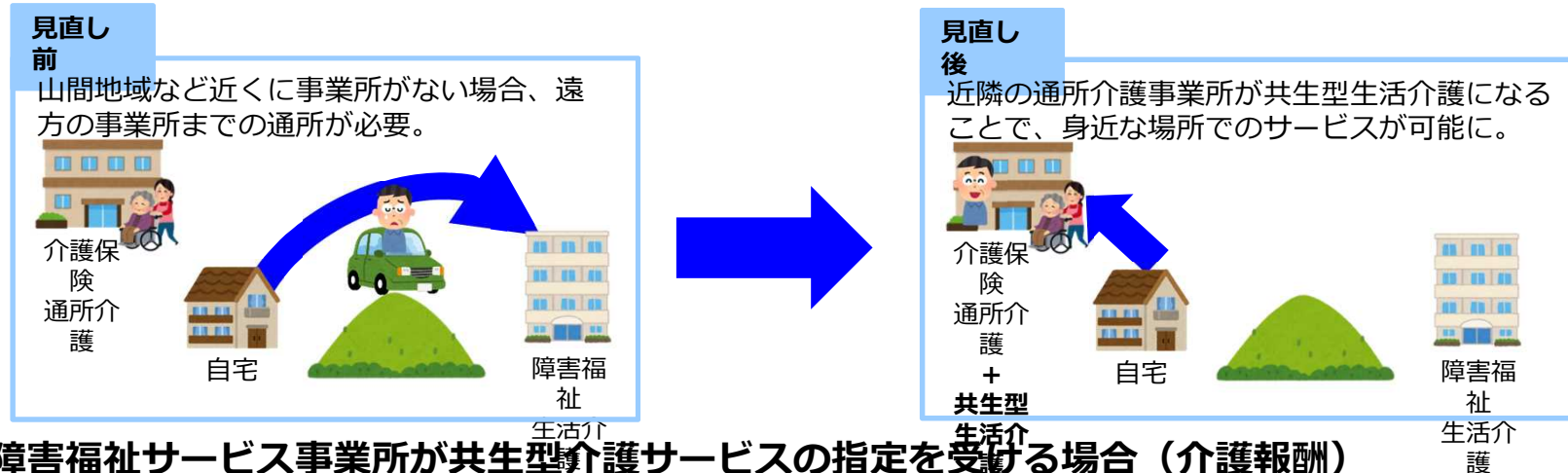
②地域の実情に合わせた、福祉人材の活用

以上2つの観点から、地域での包括的な支援体制を整備するため、介護保険法等での指定事業所が障害者総合支援法等での指定事業所となりやすくするような仕組み。

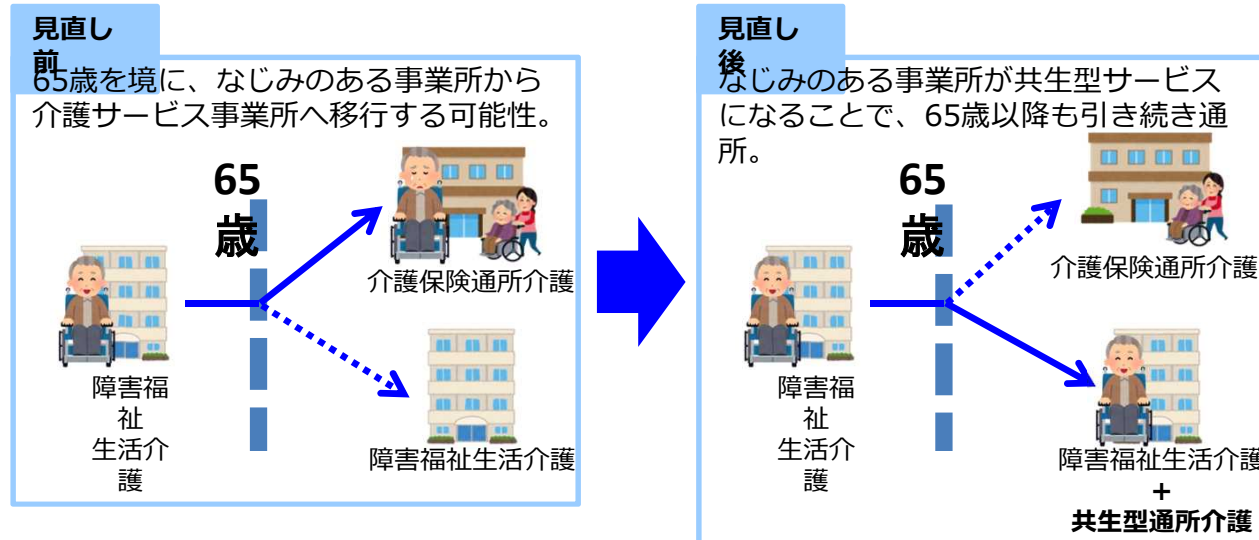
共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

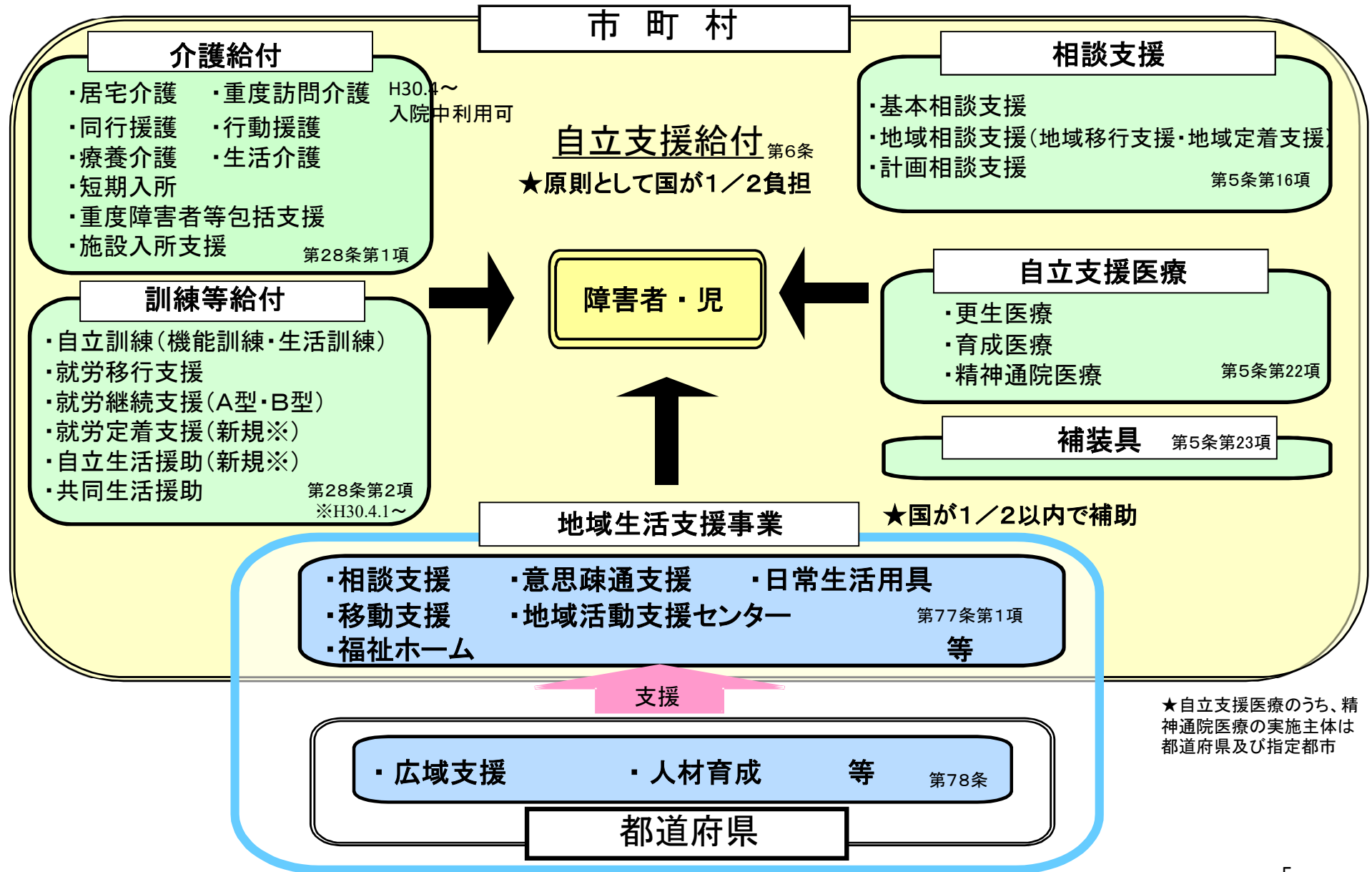
【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
 - ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位
- 等 3

障害者総合支援法等の概要

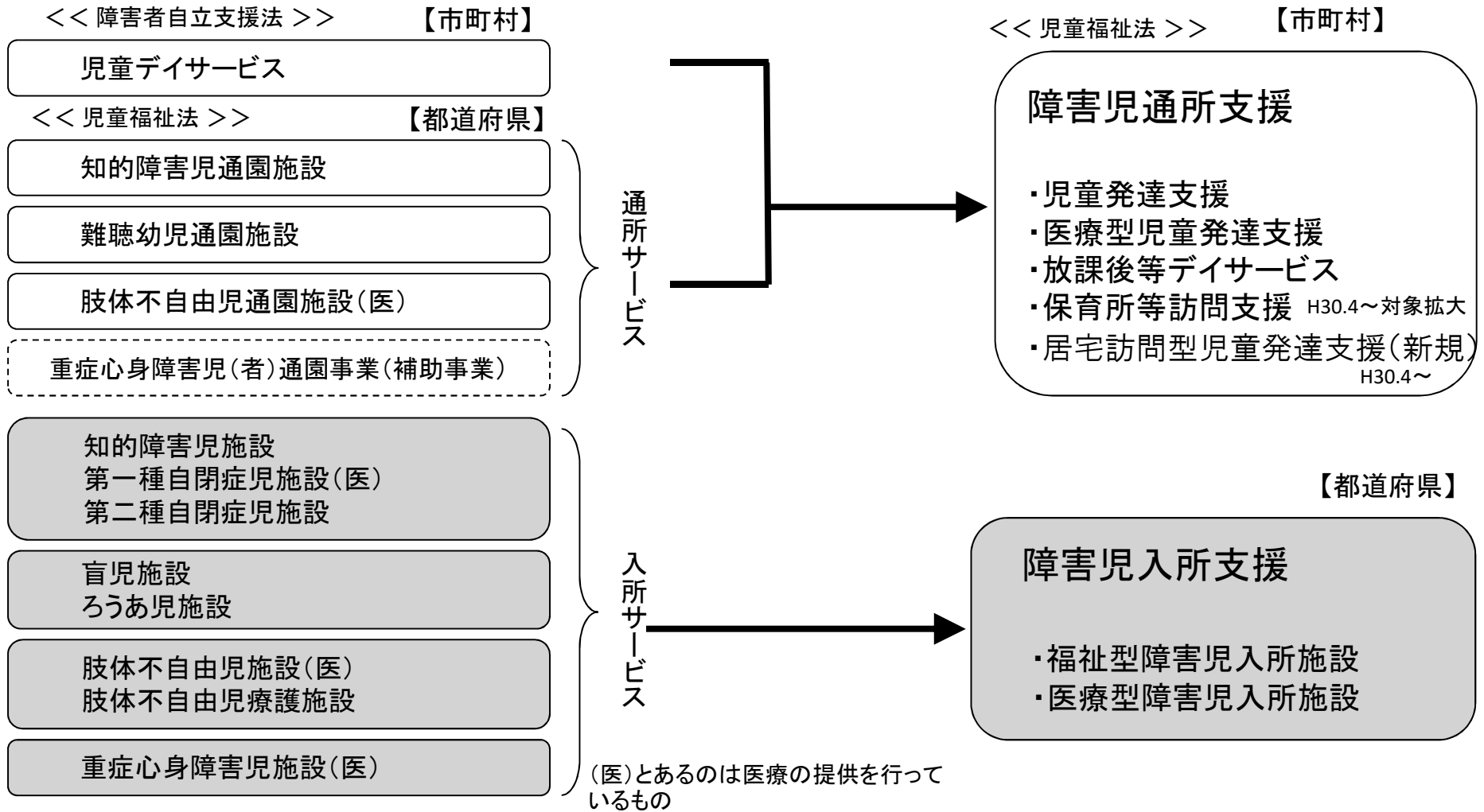
- 障害者支援に係る概要
- 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法の給付・事業



平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	173,254	19,915
		重度訪問介護 者	10,784	7,415
		同行援護 者 児	24,611	6,281
		行動援護 者 児	10,144	1,636
		重度障害者等包括支援 者 児	37	11
日中活動系	介護給付	短期入所(ショートステイ) 者 児	48,124	4,591
		療養介護 者	20,252	251
		生活介護 者	275,941	9,972
施設系		施設入所支援 者	129,717	2,594
居住支援系	介護給付	自立生活援助 者		
		共同生活援助(グループホーム) 者	113,604	7,721
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練(機能訓練) 者	2,297	182
		自立訓練(生活訓練) 者	12,321	1,166
		就労移行支援 者	33,460	3,400
		就労継続支援(A型) 者	68,665	3,761
		就労継続支援(B型) 者	236,644	11,466
		就労定着支援 者		

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は平成30年1月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系②（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 <small>児</small>	102,263	5,631
		医療型児童発達支援 <small>児</small>	2,358	98
		放課後等デイサービス <small>児</small>	175,309	11,621
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型発達支援 <small>児</small>		
		保育所等訪問支援 <small>児</small>	3,547	573
障害児入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 <small>児</small>	1,596	186
		医療型障害児入所施設 <small>児</small>	2,060	187
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 <small>者 児</small>	117,916	7,682
		障害児相談支援 <small>児</small>	33,701	4,007
		地域移行支援 <small>者</small>	589	324
		地域定着支援 <small>者</small>	3,046	512

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成30年1月サービス提供分の国保連データ。

居宅介護

訪問系・介護給付

○ 対象者

■ 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、障害児、精神障害、難病等)

※ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)は、障害支援区分2以上かつ障害支援区分認定調査項目において一定の条件あり。
(例;歩行「全面的な支援が必要」、移乗「見守り等の支援が必要」等)

○ サービス内容

■ 居宅における

- ・ 入浴、排せつ及び食事等の介護 (身体介護)
- ・ 調理、洗濯及び掃除等の家事 (家事援助)
- ・ 生活等に関する相談及び助言
- ・ その他生活全般にわたる援助

■ 外出時における

- ・ 病院等への通院のための移動介助
- ・ 通院先等での受診等の手続き、移動等の介助
- ・ 官公署、指定相談支援事業所への移動等の介助
(公的手続、障害福祉サービスの利用に係る相談の場合に限る)

「通院等介助」

※自らの運転する車両への乗車又は降車の介助
が中心である場合は「通院等乗降介助」という。

○ 報酬単価 (平成30年4月時点)

■ 基本報酬

身体介護中心	家事援助中心	通院等介助(身体介護なし)	通院等乗降介助
<u>通院等介助(身体介護有り)</u> 248単位(30分未満) ～813単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に81単位加算	102単位(30分未満) ～267単位(1.5時間未満) 1.5時間以降、15分を増す 毎に34単位加算	102単位(30分未満) ～267単位(1.5時間未満) 1.5時間以降、30分を増す 毎に331単位に68単位を 加算	1回98単位

重度訪問介護

訪問系・介護給付

○ 対象者

■ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者

⇒障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者

(一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている者

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

※平成30年度より、病院等へ入院している障害者へも対象が拡大された。

支援内容は、病院等の職員と利用者との意思疎通に係る支援を対象とする。

○ サービス内容

居宅における

- ・入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・その他生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護
- ・日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等

上記の支援を比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供する。

○ 報酬単価（平成30年4月時点）

■ 基本報酬

(病院等へ入院する障害者以外へのサービス)

184単位(1時間未満)～1,410単位(8時間未満) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

短期入所

訪問系・介護給付

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

※病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。

○ サービス内容

障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

○ 報酬単価 (平成30年4月時点)

■ 基本報酬

共生型短期入所サービスは本来的な短期入所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)

→761単位/日

共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)

→233単位/日

共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)

→958単位/日

共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)

→432単位/日

生活介護

日中活動系・介護給付

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間、障害者支援施設等において行われる

- ・食事、入浴、排せつ等の介護
- ・調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・生活等に関する相談及び助言
- ・その他必要な日常生活上の支援
- ・創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ・その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助

○ 報酬単価（平成30年4月時点）

■ 基本報酬

共生型生活介護サービスは本来的生活介護の基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

- ① 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) 694単位/日
- ② 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) 854単位/日

自立訓練(機能訓練)

日中活動系・訓練等給付

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者又は難病等対象者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

障害者支援施設 若しくは 障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行われる

- ・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション
- ・日常生活上の相談支援等

※利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

○ 報酬単価 (平成30年4月時点)

■ 基本報酬

共生型自立訓練(機能訓練)サービスは本来的な自立訓練(機能訓練)の基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

共生型機能訓練サービス費 696単位/日

自立訓練(生活訓練)

日中活動系・訓練等給付

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

障害者支援施設 若しくは 障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行われる

- ・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援
- ・日常生活上の相談支援等

※利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

○ 報酬単価 (平成30年4月時点)

■ 基本報酬

共生型自立訓練(生活訓練)サービスは、本来的な自立訓練(生活訓練)の基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

共生型生活訓練サービス費 661単位/日

児童発達支援

○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児（具体例は以下のとおり）
 - ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
 - ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

共生型児童発達支援サービスは、本来の児童発達支援サービスの基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

共生型児童発達支援給付費 560単位

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○報酬単価(平成30年4月～)

■基本報酬

共生型放課後等デイサービスは、本来的な放課後等デイサービスの基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別して設定される。

- (1)授業終了後に行う場合 427単位
- (2)休業日に行う場合 551単位

指定を受けたい場合は、以下の連絡先までお願いします。

共生型居宅介護、共生型重度訪問介護

⇒健康福祉部障害福祉事業課**地域生活支援班**

TEL:043-223-2335

共生型短期入所、共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)

⇒健康福祉部障害福祉事業課**事業支援班**

TEL:043-223-2308

共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス

⇒健康福祉部障害福祉事業課**療育支援班**

TEL:043-223-2336

*すでに指定障害福祉サービス等事業所として指定を受けている事業所については、新たに「共生型」として指定を受ける必要はありません。